

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日(昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和三十年度に係る衛生部各課の定期監査の結果公表

## 監査公告

鳥取県監査公告第六十四号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る衛生部各課の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十一年二月十五日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	小谷善高
同	上根政幸

執行年月日

衛生課 昭和三十一年十月十一日監査

予防課 同

衛生課 昭和三十一年十月十一日監査

監査委員 近藤 一  
同 山本 四郎

一、保健所の運営方針につき根本的検討を加え更に保健衛生の進展を期すること。

近來頃に保健衛生思想の昂揚と保健所存在の認識が高まつて来たことは誠に結構であるが、一面現在の組織及び運営方針を以つてしては活動に自ら限度があり県はこの様な現状から第一線機関の諸施設の整備、職員充実強化に併行し更に、市町村その他実施機関の自主的活動を促進助長する如く保健衛生行政の運営方針に検討を加え適切なる措置を講ずべきものと認められる。

二、保健所職員に係る人件費の適正執行につき留意すること。

保健所職員人件費は(国庫三分の一負担)補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律の制定の主旨にもかんがみ適正な運用を期されたい。

三、保健所等、出先機関に対する事務運営と会計その他事務処理の円滑が期せられていない面があるのでその是正改善に留意し業務運営の合理化と事務の適正化につき主管当局は特に配意すべきである。

なお会計事務につき充一を欠き遺憾なものが多いので県会計当局は確固たる指導が必要である。

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

発行

鳥取県鳥取市東町  
鳥取県鳥取市東町  
鳥取県鳥取市東町  
鳥取県鳥取市東町

印刷

印刷

鳥取県